

平成30年度第7回庁議 会議録

[日 時] 平成30年11月26日(月) 9時45分～10時41分

[場 所] 庁舎応接会議室

[出席者] 市長、副市長、教育長及び各部局長
議会議務局議事課長 代理出席

[会次第]

- 1 市長あいさつ
- 2 議題
 - (1) 市議会定例会提出議案について (関係部局)
会派説明報告について(企画部、福祉部、環境部)
 - (2) 市長指示事項の進捗状況について(各部局)
- 3 協議事項
(なし)
- 4 連絡事項
(なし)
- 5 その他

1 市長あいさつ

おはようございます。

本日の庁議議題にもあるように、市議会定例会が、12月4日に開会予定である。会派説明については、11月19日及び20日に開催され、そこでも質疑応答があったと思うが、12月議会に向けて、各部局とも、予想される項目については事前に準備するなど、遺漏のない対応をお願いしたい。

2 議題

- (1) 市議会定例会提出議案について(関係部局)
会派説明報告について(企画部、福祉部、環境部)

市長	市議会定例会提出議案について、建設部、教育委員会事務局、福祉部、市民部、経済部、選挙管理委員会事務局、総務部、環境部、
----	---

<p>建設部長</p>	<p>水道局、企画部の順番で説明をお願いしたい。</p> <p>なお、明日の部課長会での説明と重複するので、簡潔に、要点のみを説明するようお願いする。</p> <p>また、会派説明を行った部局については、議案の説明後、会派説明報告もお願いしたい。</p> <p>報告1件、議案2件について説明する。</p> <p>まず、報告第26号「専決処分した事件の承認」については、損害賠償の額の決定について、市道において、車両を破損した事故に係る損害賠償の額の決定をすることを専決処分したものである。</p> <p>次に、議案第79号「市道路線の認定」については、国道11号線バイパスの工事に伴う副道について市道の認定を行うものである。</p> <p>次に、議案第85号「南小松原団地等の指定管理者の指定」については、市営住宅の管理について、「新居浜市営住宅管理グループ株式会社第一ビルサービス」と指定管理契約を行うことについて議案の提出を行う者である。</p>
<p>教育委員会事務局長</p>	<p>条例議案ほか2件について説明する。</p> <p>まず、議案書6ページ、議案第80号「新居浜市別子山市民グラウンド及び新居浜市別子山市民プールの指定管理者の指定」についてである。今年の8月1か月公募を行った結果、別子山企業組合1団体のみの応募があった。新居浜市指定管理者候補者選定委員会により審査の結果、地域の振興と活性化に尽力したいという意欲への期待などから適格と判断され、別子山市民グラウンド外1施設の指定管理者に、「別子山企業組合」を指定するものである。なお、指定期間は平成31年4月1日から5年間を予定している。</p> <p>次に、議案書8ページ、議案第81号「新居浜市市民文化センター等の指定管理者の指定」についてである。新居浜市市民文化センター及び市民体育館外14施設に加え、今回は都市公園施設の山根公園及び新居浜公園の2施設を新たに追加し、18施設の指定管理者を指定するものである。公益財団法人新居浜市文化体育振興事業団の1団体のみ応募があった。これまでの管理実績等から適格と判断され、引き続き、指定管理者に「公益財団法人新</p>

<p>福祉部長</p>	<p>居浜市文化体育振興事業団」を指定するものである。なお、指定期間は平成31年4月1日から5年間を予定している。</p> <p>次に、議案書28ページ、議案第89号「新居浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定」についてである。今回の改正は、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」の一部改正に伴い、放課後児童支援員の基礎資格に専門職大学の前期課程を修了した者を追加しようとする改正である。なお、この条例は平成31年4月1日から施行したいと考えている。</p> <p>一般議案2件について説明する。</p> <p>まず、議案書の11ページから14ページ、議案第82号「新居浜市総合福祉センターの指定管理者の指定」について及び議案第83号「新居浜市障がい者福祉センターの指定管理者の指定」についてである。</p> <p>新居浜市総合福祉センター及び同別子山分館並びに新居浜市障がい者福祉センターについては、どちらも平成18年度から指定管理者制度を導入しており、これまで継続して、社会福祉法人新居浜市社会福祉協議会が指定管理者となり、管理運営を行ってきた。</p> <p>指定管理者制度の導入効果についてであるが、総合福祉センター及び同別子山分館については、満足度調査においても利用者の方から良い評価を得ている。</p> <p>障がい者福祉センターについては、障がい者福祉の拠点施設として大きな役割を果たしており、両施設ともに一定の効果があったものと考えている。</p> <p>今回の選定についても、前回と同様、それぞれ公募を実施した結果、社会福祉法人新居浜市社会福祉協議会の1団体のみ応募ではあったが、新居浜市指定管理者候補者選定委員会による審査の結果、これまでの管理実績等から適格と判断されたため、引き続き、両施設とも「社会福祉法人新居浜市社会福祉協議会」を指定するものである。</p> <p>なお、指定期間は、どちらも平成31年4月1日から平成36年3月31日までの5年間を予定している。</p> <p>引き続き、「東新学園の今後の方針について」の会派説明の結果について報告する。内容についてであるが、市として施設整備</p>
-------------	--

	<p>に補助金は出さないのか。建設費はどのくらいを考えているのか。公募の条件及び職員はどのくらい必要になるのか。現施設の跡地利用は考えているのか。市内の福祉施設では離職者が多い現状であるが、施設を運営する上での職員の人材確保ができるのか。</p> <p>建設用地は法人が用意するということだが、市内に建設される認識でよいのか。民営化後に市はどのようにかわるのか。</p> <p>といった質問があった。</p>
市民部長	<p>一般議案 1 件について説明する。議案書 15 ページ、16 ページ、議案第 84 号「新居浜市立女性総合センターの指定管理者の指定」についてである。</p> <p>新居浜市立女性総合センター及び新居浜市立働く婦人の家については、平成 18 年度から継続して、公益財団法人新居浜市文化体育振興事業団が指定管理者となり、管理運営を行ってきたが、指定期間が平成 31 年 3 月 31 日をもって満了となるため、公募した結果、新居浜市文化体育振興事業団の 1 団体のみ応募であったが、審査の結果、これまでの管理実績等から適格と判断されたため、引き続き「新居浜市文化体育振興事業団」を指定するものである。なお、指摘期間は、平成 31 年 4 月 1 日から平成 36 年 3 月 31 日までの 5 年間で予定している。</p>
経済部長	<p>一般議案 1 件及び追加提出予定の報告 1 件について説明する。</p> <p>まず、議案書の 20 ページ、議案第 86 号「新居浜市観光交流施設及び新居浜市東平記念館の指定管理者の指定」についてである。</p> <p>同施設については、平成 28 年 4 月から、株式会社マイントピア別子が指定管理者となり管理運営を行ってきたが、指定期間が満了になることから、新たに指定管理者の公募を行い、株式会社マイントピア別子 1 団体のみ応募であったが、審査の結果、これまでの管理実績等から適格と判断されたため、引き続き「株式会社マイントピア別子」を指定管理者に指定するものである。</p> <p>なお、指定の期間は、平成 31 年 4 月 1 日から 5 年間で予定している。</p>

<p>選挙管理委員会事務局長</p>	<p>次に、追加提出予定の「専決処分の報告」につきまして説明する。</p> <p>本案は、損害賠償の額の決定についてあり、平成30年10月4日、主要地方道新居浜別子山線 日浦付近において、別子山支所に向かって進行中の公用車が路上に飛び出してきた動物を避けようとした際、公用車がガードレールに接触し、ガードレールを損傷させた事故に係る愛媛県への損害賠償の額を決定し、報告する予定である。</p> <p>条例議案1件について説明する。</p> <p>議案書の22ページから24ページ、議案第87号「新居浜市議会議員及び新居浜市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定」については、公職選挙法が平成29年6月21日に一部改正され、市の議会の議員の選挙においても選挙運動用ビラの頒布が認められたことに伴い、新居浜市の議会の議員の選挙におけるビラの公費負担に関して必要な事項を定めるため、提出するものである。</p> <p>このことにより、新居浜市の議会の議員の選挙におけるビラの頒布に係るビラ作成費用について、一定の作成金額が公費により負担されることで、候補者の公平かつ適正な選挙活動が図られるものである。</p> <p>公職選挙法で定められている市の議会の議員の選挙におけるビラの頒布可能枚数は4,000枚である。本条例による公費負担については、上限金額1枚当たり7円51銭である。</p> <p>なお、本条例は平成31年3月1日より施行し、この条例の規定は施行の日以後、その期日を告示される選挙から適用したいと考えている。</p>
<p>総務部長</p>	<p>条例議案1件及び追加提出予定の条例議案2件、人事議案2件について説明する。</p> <p>議案書の25ページから27ページ、議案第88号「新居浜市地方活力向上地域における固定資産税の特例措置に関する条例の制定」については、地域再生法の趣旨に基づき、本市における経済の活性化及び雇用機会の創出を目的として、認定地域再生計画に記載されている地方活力向上地域内において、認定事業者が、本社機能を東京23区から本市内に移転する移転型事業のほ</p>

<p>環境部</p>	<p>か、本社機能を東京 2 3 区以外から本市内に移転する場合や本市内にある既設の本社機能を拡充する場合などの拡充型事業に対して、新たに取得した資産に係る固定資産税について、3 年間、課税免除を行う特例措置を定めようとするものである。</p> <p>なお、この条例は、公布の日から施行し、平成 3 1 年度以降の年度分の固定資産税について適用したいと考えている。</p> <p>次に、追加提出予定の議案であるが、人事院勧告に伴う国家公務員に係る給与改定等に準じた議会議員並びに特別職及び一般職の職員の給与改定等に関する条例議案として、「新居浜市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」及び「新居浜市職員の給与に関する条例及び新居浜市一般職の任期付き職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の 2 件を一般質問最終日に追加提出を予定している。</p> <p>次に人事議案として、委員の任期満了に伴う新居浜市教育委員会の委員の任命について及び新居浜市公平委員会の委員の選任についての 2 件を本会議最終日に追加提出を予定している。</p> <p>条例議案 1 件と会派説明 2 件について説明する。</p> <p>議案書の 2 9 ページ、3 0 ページ、議案第 9 0 号「新居浜市墓地条例の一部を改正する条例の制定」についてである。本議案は平尾墓園の墓所の管理料の徴収について見直すほか、使用申請制限の緩和及び使用許可の取消規定等の整備を行うため、条例の一部を改正しようとするものである。</p> <p>改正の主な内容は、第 1 1 条で、平尾墓園の墓所の管理料について、従来は使用許可の際、2 0 年分管理料として 4 万 2, 0 0 0 円徴収していたものを見直し、1 年につき 2, 4 8 0 円を毎年度徴収しようとするものである。</p> <p>次に、第 1 6 条では管理料滞納者への対策として、使用許可の取消事由を追加するとともに、原状回復がされない場合の改葬又は移転の措置について規定している。</p> <p>なお、この改正は平成 3 1 年 4 月 1 日から施行し、使用許可を受けた日から 2 0 年を経過していない平尾墓園の墓所の管理料については、2 0 年を経過する日の属する年度分までの管理料の納付があったものとみなすこととしている。</p> <p>続いて、会派説明 2 件の結果について説明する。</p>
------------	---

<p>水道局長</p>	<p>まず、「平尾墓園の管理料再徴収等について」では、徴収対象者が多いが、毎年の徴収は事務的に煩雑ではないか。どのような徴収方法となるのか。不明な使用者はどのくらいか。管理料 年 2,480円の根拠は。</p> <p>次に「公共下水道と水道局の組織統合について」では、組織統合のメリットは、何か。定員は、減少するのか。将来的に民営化を考えているのか。大きな組織改革であるので、何年か先には人員を減らすなどの目的を持って取り組んで欲しい。</p> <p>との質問や要望があった。</p> <p>条例議案2件について説明する。</p> <p>議案書31ページから41ページ、議案第91号「新居浜市水道事業等の設置及び経営の基本に関する条例の一部を改正する条例」の制定については、公共下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用しようとすることから関係条例の改正を行い水事業及び工業用水道事業と公共下水道事業との整合性を図るための改正及び所要の条文整備を行うものである。</p> <p>また、「議会の議決を要する負担付きの寄附又は贈与の受領」及び「法律上市の義務に属する損害賠償の額の決定」については、市長部局との差異が生じていることなどから、その額を改正するものである。</p> <p>なお、この条例は、平成31年4月1日より施行したいと考えている。</p> <p>次に、42ページから43ページ、議案第92号「新居浜市布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等を定める条例の一部を改正する条例」の制定については、水道法施行令の一部改正に伴い、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準について改正を行おうとするもので、改正の内容としては、布設工事監督者の資格、水道技術管理者の資格に、専門職大学に関する規定を追加するとともに、併せて旧大学令等に関する規定を削除するものである。</p> <p>なお、この条例は、平成31年4月1日より施行したいと考えている。</p>
<p>企画部</p>	<p>予算議案2件と会派説明の結果について説明する。</p> <p>まず、議案第93号「平成30年度新居浜市一般会計補正予算</p>

(第3号)」については、小学校空調整備事業等の公共事業をはじめ、広瀬歴史記念館空調整備事業等の単独事業のほか、企業立地促進対策費等の施策費、道路橋りょう災害復旧費等の災害復旧事業費及び経常経費について予算措置するもので、今回の補正は、25億7,315万3千円の追加である。

議案第94号「平成30年度新居浜市渡海船事業特別会計補正予算(第1号)」については、渡海船事業に係る燃料費について予算措置するもので、今回の補正は、519万4千円の追加である。

引き続き、会派説明の結果を報告する。

まず、地域型保育事業費では、保育施設の考え方として、今後、公立保育園の保育士を増やして充足率を上げるのか。または地域型保育所等の定員を増やすこととしているのか。

私立保育所等施設整備事業では、他には実施する保育所はなかったのか。

障がい児保育対策費(私立)では、加配する保育士の数が当初見込みを2名上回った理由はなにか。

広瀬歴史記念館空調整備事業では、いつ故障したのか。緊急に対応出来なかったのか。

小・中学校空調整備事業では、完了予定はいつか。夏までに間に合うのか。エアコン手配の見通しはどうか。発注の方法はどうか。今回の整備で子供が使う教室の整備は完了するのか。空調整備後の電気代はどのくらい増加する見込みなのか。

など、いずれの会派においても質問が集中しており、関心の高さが伺えた。

小・中学校ブロック塀安全対策事業では、危険個所について今回で対応が終わるということか。

コミュニティFMラジオ普及事業費では、追加台数はどのようにして決めたのか。売れ残った場合はどうするのか。この事業は最終的にどの程度普及させるという目標のようなものはあるのか。

道路橋りょう災害復旧費では、市道渦井橋大野山線落石復旧の工事内容はどのようになっているのか。

といった意見が出された。

なお、給与改定に伴う人件費を予算措置するための予算議案6件を追加提出する予定としている。

市長	平尾墓園の料金の徴収は、意見も出ていたようだが、毎年となると大変だと思うが、毎年の方がよいのか。
環境部長	はい。今回の問題は、使用者が確定していなかったこと。長年使用していると、使用者が変わる可能性があるので、今回概ね5年をかけて、使用者をほぼ確定できた。これを継続することが最も重要である。毎年使用者の確定ができるので必要である。
市長	徴収のために人員が1人必要になるのではないか。 納付は振り込みのみか。
環境部長	通常の公共費用の形で振り込んでもらう。当然通知等の負担はかかってはくる。
市長	極力手間のかからないようにしていただきたい。

(2) 市長指示事項の進捗状況について (各部署)

各部署局長	市長指示事項の対応状況について、各部署から説明
-------	-------------------------

3 協議事項
(なし)

4 連絡事項
(なし)

5 その他

選挙管理委員会事務局長	先般の県知事選についてはご協力ありがとうございました。おかげさまで無事終了することができた。
市長	次の選挙は身近なものであるので、投票率は上がると思うが、投票率の向上に向けてお願いしたい。 他になければ、以上で第7回庁議を修了する。

